

賃貸借契約書（案）

- 1 物件の名称 秋田県生涯学習センター研修用パーソナルコンピューター
- 2 設置場所 秋田県生涯学習センター4階 第2研修室
- 3 賃貸借期間 令和8年5月1日から令和11年4月30日まで
- 4 賃貸借料 月額 円
(うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記案件について、賃借人 秋田県生涯学習センター所長 櫻田洋子（以下「甲」という。）と賃貸人（以下「乙」という。）とは、下記条項により賃貸借契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、乙が所有する契約書記載の物件（以下「物件」という。）を甲の指定した場所に搬入設置し、甲が物件の使用に対する料金を乙に支払うことを目的とする。

（契約保証金）

第2条 秋田県財務規則178条第 号により契約保証金は免除するものとする。
(支払いをした場合 契約保証金 円と記載)

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和8年5月1日から令和11年4月30日までとする。
2 甲は、前項の規定にかかわらず、本契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を変更又は解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

（搬入（設置）の確認及び引渡し）

第4条 乙は、甲が指定する設置場所へ物件を搬入し、使用に必要な設置調整作業を行い、すべての作業が完了した時をもって引渡が行われたものとする。

（納入（設置）費用等の負担）

第5条 この契約に基づく物件の納入（設置）及び撤去に要するすべての費用は、乙の負担とする。

（賃貸借料の支払い）

第6条 賃貸借料の計算期間は月の初日から末日までの1ヶ月とする。
2 乙は、毎月末日経過後、支払請求書により、甲に月額分の賃貸借料を請求するものとする。

3 甲は、適法な支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に代金を支払わなければならない。

4 甲は、自己の責めに帰すべき理由により代金の支払いを遅延した場合は、乙に対し、前項の期間満了日の翌日から支払いの日まで政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に定める割合で計算した遅延利息を加算して支払うものとする。

(善良な管理者としての義務)

第7条 物件の所有権は乙に属し、甲は、当該物件を善良な管理者の義務をもって使用及び管理しなければならない。

(所有権及びその表示)

第8条 機器の所有権は乙に属し、乙は、物件に乙の所有物である旨の表示ができる者とする。

(機器の変換又は改造)

第9条 機器の変換又は改造は、あらかじめ文書をもって乙の承諾を得、甲の負担で行うものとする。

2 変換または改造によって契約内容を改訂する必要がある場合は、変更契約を締結するものとする。

(機器の設置場所移転)

第10条 甲は第4条所定の設置場所を変更する場合は、あらかじめ乙に通知し、乙の同意を得なければならない。この場合において機器の移動は乙又は乙の指定業者が実施し、その移転に要する費用は甲が負担するものとする。

(損害賠償の請求)

第11条 乙は、甲が故意又は重大な過失によって機器を毀損し、乙に損害を与えた場合は、その賠償を甲に請求することができる。

(動産総合保険)

第12条 乙は、物件に対して、契約期間中継続して乙を被保険者とする動産総合保険締結し、その費用を負担する。

2 甲は、保険事故が生じたときは、直ちに乙に通知するものとする。

3 甲は、保険事故により保険会社から乙に支払われた保険金の限度内において、乙に対する賠償金支払い義務を免れるものとする。

(契約不適合責任)

第13条 甲は引き渡された機器が契約不適合により機器の運転及び操作に支障又は不能を生じたときは、乙に対し、機器の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

(機密漏洩の禁止)

第 14 条 乙は、この契約より知り得た甲の業務上の機密情報を他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

(契約の解除)

第 15 条 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反した場合は、書面をもって相手方に通告し、この契約を解除することができる。

2 前項によりこの契約が解除された場合、甲又は乙はこれにより被る相手方の損害についてその責めを負わない。

(機器の返還)

第 16 条 第 3 条の規定によりこの契約が終了した場合は、甲は、機器を速やかに乙に返還するものとする。

2 乙は、甲から連絡を受けたときは速やかに契約機器を引き取るものとする。

3 機器に欠損があった場合には、乙はその旨文書で確認するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第 17 条 甲及び乙は、互いに相手方の承諾を得ないでこの契約によって生ずる権利又は義務を他人に譲渡し、又は継承させてはならない。

(疑義の解決)

第 18 条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約を証するため、この契約書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 月 日

甲 秋田市山王中島町 1 番 1 号
秋田県生涯学習センター
所 長 櫻 田 洋 子

乙 住 所
商号又は名称
代表者氏名